平成２３年（フ）第３２３号
大阪市淀川区十三東１丁目14番23号　大盛マンション401号
債務者　久保　文雄
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８号
大阪市住之江区浜口西２丁目７番９号　永和文化２Ｆ１
債務者　廣田　久徳
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９号
静岡県焼津市中新田1282番地の２
債務者　加藤　聖人
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１号
沖縄県うるま市字江洲352番地16　クラシオンＳ505
債務者　金城真由美（旧姓香村・鈴木）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６４号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目６番11―206号　島アパート
債務者　知花　廣市
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２７４号
沖縄県中頭郡中城村字南上原356番地１　132街区１画地
債務者　新屋　　教
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２号
沖縄県沖縄市比屋根４丁目９番３号　グランドールＫＥＮ203号
債務者　クロフォード幸子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２５９号
愛知県豊橋市つつじが丘１丁目１番地の２　302
債務者　近藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８５７０号
東京都北区赤羽北１丁目８―５
破産者　前沢　浩二
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５７３号
埼玉県戸田市大字新曽2054　シャンリジエールＡ―105
破産者　伊藤　佳和
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５７４号
埼玉県戸田市笹目３丁目８―13―303
破産者　岡本　桐子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５７５号
千葉県松戸市稔台１丁目12―５―301
破産者　高橋　浩子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５７９号
東京都世田谷区新町３丁目22―10―205
破産者　中田　正美
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５８２号
東京都江東区東砂６丁目20―３
破産者　宇田川美哉子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５９５号
東京都江戸川区北小岩２丁目10―７―201
破産者　渡邉ゆかり
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６０９号
東京都足立区南花畑４丁目11―18―506
破産者　佐久間順子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６２２号
東京都世田谷区梅丘２丁目14―５―303、住民票上の住所東京都世田谷区梅丘３丁目２―14―201　長尾方
破産者　根本美千子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６２４号
神奈川県横浜市緑区十日市場町903―18―102
破産者　池田　俊樹
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部